

企業結合専門委員会で検討中の主な事項

1 共通支配下の取引等 本日の報告事項

- (1)完全親子会社関係にある会社同士が企業結合を行った場合で、当該企業結合の対価の受渡しがなされなかった場合の取扱い(結合当事企業及びその株主は原則として損益を認識しない)
- (2)共通支配下の取引等における抱合せ株式の会計処理(子会社と孫会社との合併、あるいは持合い関係のある子会社と他の子会社との合併についても、最上位の親会社とその子会社との合併の会計処理と同様、抱合せ株式消滅差損を認識する)

2 株式移転関係

- (1)株式移転が取得又は共通支配下の取引に該当する場合において、株式移転設立完全親会社を取得する取得企業株式又は旧親会社株式の評価の簡便法(株式移転日の簿価以外に株式移転日が属する事業年度の期首における簿価を使用することができる)
- (2)株式移転設立完全親会社等が株式移転完全子会社等の新株予約権付社債等を承継した場合の当該株式移転完全子会社の会計処理(消滅する社債に関する会計処理)

3 自己株式関連

自己株式等会計基準の改正(現在、公開草案)に伴う適用指針の改正

- (1)自己株式の消却の処理(消却原資はその他資本剰余金とする)
- (2)新株の発行と自己株式の処分を同時に行った場合の自己株式処分差額の処理

以 上